

逗子市事務分掌条例(平成28年逗子市条例第20号)新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">逗子市事務分掌条例 (事務分掌)</p> <p>第2条 前条に規定する部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">経営企画部</p> <p><u>(1) 秘書、広聴及び広報</u> に関する事項</p> <p><u>(2) 市政の総合企画及び総合調整に関する事項</u></p> <p><u>(3) 財政に関する事項</u></p> <p><u>(4) 基地対策に関する事項</u></p> <p><u>(5) 防災及び防犯に関する事項</u></p> <p style="text-align: center;">総務部</p> <p>(1) 市議会、文書法制、行財政改革及び統計に関する事項</p> <p>(2) 職員の人事及び福利厚生に関する事項</p> <p>(3) 財産の管理及び契約に関する事項</p> <p><u>(4) 情報政策に関する事項</u></p> <p><u>(5) 情報公開及び個人情報保護に関する事項</u></p> <p><u>(6) 課税に関する事項</u></p> | <p style="text-align: center;">逗子市事務分掌条例 (事務分掌)</p> <p>第2条 前条に規定する部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">経営企画部</p> <p><u>(1) 市政の総合企画及び総合調整に関する事項</u></p> <p><u>(2) 広聴及び広報</u> に関する事項</p> <p><u>(3) 秘書に関する事項</u></p> <p><u>(4) 財政に関する事項</u></p> <p><u>(5) 基地対策に関する事項</u></p> <p><u>(6) 防災及び防犯に関する事項</u></p> <p><u>(7) デジタル化の推進に関する事項</u></p> <p style="text-align: center;">総務部</p> <p>(1) 市議会、文書法制、行財政改革及び統計に関する事項</p> <p>(2) 職員の人事及び福利厚生に関する事項</p> <p>(3) 財産の管理及び契約に関する事項</p> <p><u>(4) 情報公開及び個人情報保護に関する事項</u></p> <p><u>(5) 課税に関する事項</u></p> |

| | |
|--|--|
| <p>(7) 納税に関する事項</p> <p>市民協働部 (略)</p> <p>福祉部 (略)</p> <p>環境都市部 (略)</p> | <p>(6) 納税に関する事項</p> <p>市民協働部 (略)</p> <p>福祉部 (略)</p> <p>環境都市部 (略)</p> |
|--|--|

逗子市事務分掌に関する規則(平成29年逗子市規則第7号)新旧対照表

| 現行 | 改正後(案) |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">逗子市事務分掌に関する規則 (課及び係の設置)</p> <p>第2条 逗子市事務分掌条例(平成28年逗子市条例第20号。以下「条例」という。)第1条に規定する部に次の課及び係を置く。この場合において、福祉部に置かれた課(国保健康課を除く。)及び係(介護保険係を除く。)は、逗子市福祉事務所設置条例(昭和29年逗子市条例第5号)第1条に規定する福祉事務所に置かれた課及び係を兼ねる。</p> <p>経営企画部</p> <p> 企画課 <u>秘書室</u> 企画係 広聴広報係</p> <p>財政課 財政係</p> <p>基地対策課 基地対策係</p> <p>防災安全課 防災安全係</p> | <p style="text-align: center;">逗子市事務分掌に関する規則 (課及び係の設置)</p> <p>第2条 逗子市事務分掌条例(平成28年逗子市条例第20号。以下「条例」という。)第1条に規定する部に次の課及び係を置く。この場合において、福祉部に置かれた課(国保健康課を除く。)及び係(介護保険係を除く。)は、逗子市福祉事務所設置条例(昭和29年逗子市条例第5号)第1条に規定する福祉事務所に置かれた課及び係を兼ねる。</p> <p>経営企画部</p> <p> 企画課 _____ 企画係 広聴広報係</p> <p> <u>秘書課</u> <u>秘書係</u></p> <p>財政課 財政係</p> <p>基地対策課 基地対策係</p> <p>防災安全課 防災安全係</p> <p><u>デジタル推進課</u> <u>デジタル推進係</u></p> |

総務部

総務課 総務係

職員課 職員係

管財契約課 管財契約係

情報政策課 情報政策係 情報公開係

課税課 市民税係 資産税係

納税課 納税係

市民協働部 (略)

福祉部 (略)

環境都市部 (略)

(事務分掌)

第4条 第2条の課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。

経営企画部

企画課

秘書室

(1) 市長及び副市長の秘書に関すること。

(2) 儀式及び交際に関すること。

(3) 表彰及びほう賞に関すること。

(4) 姉妹都市に関すること。

企画係 (略)

総務部

総務課 総務係

職員課 職員係

管財契約課 管財契約係

情報公開課 情報公開係

課税課 市民税係 資産税係

納税課 納税係

市民協働部 (略)

福祉部 (略)

環境都市部 (略)

(事務分掌)

第4条 第2条の課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。

経営企画部

企画課

企画係 (略)

広聴広報係 (略)

財政課 (略)

基地対策課 (略)

防災安全課 (略)

総務部

総務課 (略)

職員課 (略)

広聴広報係 (略)

秘書課

秘書係

(1) 市長及び副市長の秘書に関すること。

(2) 儀式及び交際に関すること。

(3) 表彰及びほう賞に関すること。

(4) 姉妹都市に関すること。

財政課 (略)

基地対策課 (略)

防災安全課 (略)

デジタル推進課

デジタル推進係

(1) デジタル化の推進に係る総合企画及び調査に関するこ
と。

(2) 地域情報化施策の推進に関すること。

(3) 情報システムの開発及び運用管理に関すること。

(4) 情報セキュリティに関すること。

総務部

総務課 (略)

職員課 (略)

管財契約課 (略)

情報政策課

情報政策係

- (1) 情報処理に関する調査研究に関すること。
- (2) 情報システムの開発及び運用管理に関すること。
- (3) 情報セキュリティに関すること。
- (4) 事務のICT化に関すること。
- (5) ICTを活用した地域情報化施策の企画に関すること。

情報公開係

- (1) 情報公開制度に関すること。
- (2) 個人情報保護制度に関すること。
- (3) 地域情報の収集及び行政情報の提供に係る調査研究に関すること。
- (4) 有償刊行物の頒布に関すること。
- (5) 総合案内に関すること。

課税課 (略)

納税課 (略)

市民協働部 (略)

福祉部 (略)

環境都市部 (略)

管財契約課 (略)

情報公開課

情報公開係

- (1) 情報公開制度に関すること。
- (2) 個人情報保護制度に関すること。
- (3) 地域情報の収集及び行政情報の提供に係る調査研究に関すること。
- (4) 有償刊行物の頒布に関すること。
- (5) 総合案内に関すること。

課税課 (略)

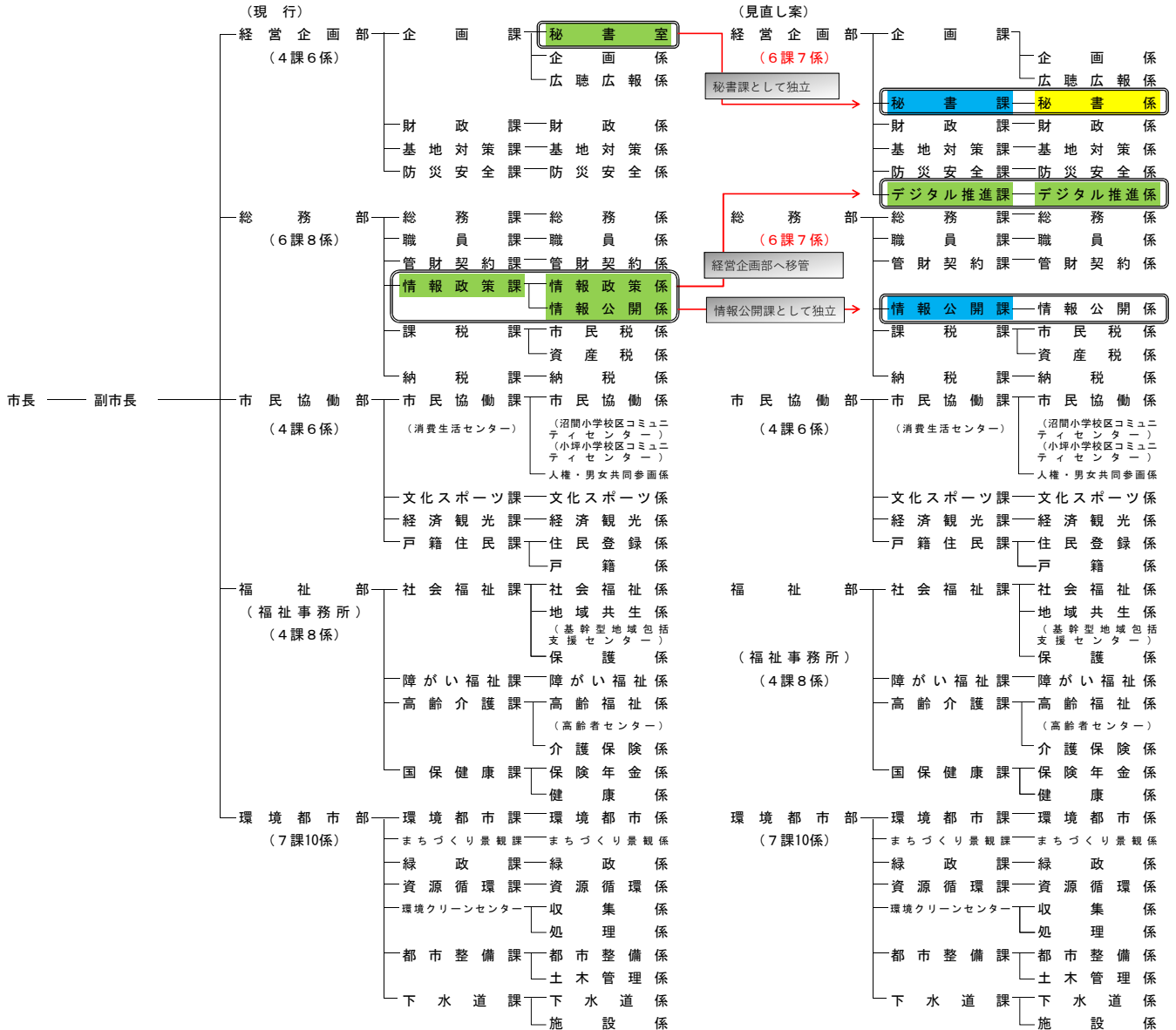
納税課 (略)

市民協働部 (略)

福祉部 (略)

環境都市部 (略)

逗子市行政機構図 (案)



選挙管理委員会 — 選挙管理委員会事務局
 監査委員 — 監査委員事務局
 公平委員会 — 公平委員会事務局
 固定資産評価審査委員会 — (事務)

行政委員会事務局
 選挙管理委員会事務局
 監査委員事務局
 公平委員会事務局
 (事務)

移管部署 新設 名称変更

(会計を除く市長部局) 5部 25課 38係

5部 27課(+2) 38係

*会計、消防、議会事務局及び教育委員会を除く。